

申告に必要なもの

※申告に必要な用紙は、1月下旬頃から税務課、千代川公民館ロビーで配布予定です。

待ち時間を短縮し、申告を円滑に進めるために、事前に必要書類等の確認をお願いします。

また、営業・農業・不動産の『収支内訳書』、医療費控除のための『医療費控除の明細書』等を作成されていない方は、申告の受付順が後回しになります。申告までに必ず作成してください。

1. 所得の計算に必要な主なもの

※源泉徴収票の提出は不要ですが、市の申告会場では確認のため原本が必要です。

種類	チェック	必要書類	書類（用紙）の発行・問合せ先	備考
給与	<input type="checkbox"/>	源泉徴収票（原本）	勤務先に直接ご確認ください。	源泉徴収票が発行されない場合は、給与明細・支払証明等を持参
公的年金	<input type="checkbox"/>	源泉徴収票（原本）	ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165 または下館年金事務所 ☎0296-25-0829 ※企業年金等については、年金の支払者にご確認ください。	「年金振込通知書」は不可 ※こちらを持参する方が増えています。 あらかじめご確認をお願いします。
・一般(営業) ・農業 ・不動産	<input type="checkbox"/>	収支内訳書	税務課、千代川公民館、下館税務署で配布 (用紙は国税庁HP・市HPからもダウンロード可能)	『収支内訳書』は、必ず事前に作成してください。 ※前年、市役所で申告をした人は減価償却費は空欄で可（申告窓口で領収書等をもとに計算します）。
	<input type="checkbox"/>	帳簿・領収書等	領収書は、経費の支払先等にご確認ください。 (10万円以上の器具・設備等は減価償却費。領収書等を持参)	
	<input type="checkbox"/>	固定資産税課税明細書 または 申告用公課証明書	税務課（申告用：無料） ※固定資産税課税明細書は再発行できません。紛失した場合は「申告用公課証明書」をお取りください。	事業用資産にかかる固定資産税を経費計上する場合の資料です。
収用（買取り等）	<input type="checkbox"/>	買取り等の申出証明書 買取り等の証明書	公共事業（収用）の実施者に直接ご確認ください。	証明書が発行されない方は契約書を持参
その他	<input type="checkbox"/>	上記のほか、個人年金・分配金など、令和7年中の収入に関する資料がある場合はご持参ください。		

2. 所得から控除するために必要な主なもの

種類	チェック	必要書類	書類（用紙）の発行・問合せ先	備考
生命保険料	<input type="checkbox"/>	控除証明書	保険の契約先にご確認ください。	
地震保険料	<input type="checkbox"/>	控除証明書	保険の契約先にご確認ください。	火災保険は対象外。
国民年金保険料	<input type="checkbox"/>	納付済証 または 控除証明書	ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004 050から始まる電話の方は ☎03-6630-2525	日本年金機構から郵送されます。 (再発行は、連絡後1週間程度)
国民健康保険税	<input type="checkbox"/>		税務課（申告用：無料） ※年度を問わず、令和7年1月～12月に実際に納付した金額が対象です。市役所の申告会場で申告する方は必要ありません。（他市区町村分の納付済証・証明書はご持参ください）	重複適用にご注意ください。 配偶者・親族が受給する年金から天引きされた保険税（料）は、その方の年金で納付したものなので、他の方の控除には使えません。
介護保険料	<input type="checkbox"/>	納付済証 または 申告用納付額確認書		
後期高齢者医療保険料	<input type="checkbox"/>			
医療費控除	<input type="checkbox"/>	医療費控除の明細書 またはセルフメディケーション税制の明細書	税務課、千代川公民館、下館税務署で配布 (用紙は国税庁HP・市HPからもダウンロード可能)	領収書・レシートや医療費通知を整理・計算し、必ず事前に『医療費控除の明細書』または『セルフメディケーション税制の明細書』を作成してください。 ※控除にあたり、明細書の作成が必要です。
	<input type="checkbox"/>	医療費等の領収書・レシート	医療機関等（令和7年1月～12月の支払分。医療費通知に記載がないもの）	
	<input type="checkbox"/>	医療費通知	健康保険組合等（令和7年1月～12月の支払分）	
	<input type="checkbox"/>	①おむつ使用証明書 または ②おむつ代医療費控除用 「市が主治医意見書の内容を確認した書類」	①かかりつけの医師（有料の場合があります） ②長寿支援課（無料）	②は、介護保険の要介護等認定を受けていて、認定にかかる主治医意見書の内容が一定の要件に当てはまる方のみ対象です。
	<input type="checkbox"/>	補てん金の明細書	高額療養費・生命保険給付金等の支払者	医療費の支払額から差し引きます。
障害者控除	<input type="checkbox"/>	障害者手帳	福祉課	申告時、手帳で等級を確認します。
	<input type="checkbox"/>	障害者控除対象者認定書	長寿支援課（無料）	介護保険の要介護等認定を受けていて、障害者控除認定基準に該当する方
寄附金控除	<input type="checkbox"/>	寄附金の受領証明書	寄附先の団体にご確認ください。	ふるさと納税ワンストップ特例が適用されない方、確定申告をする方は寄附金の受領証明書の提示が必要です。
	<input type="checkbox"/>	寄附金控除に関する証明書	国税庁より指定された特定事業者にご確認ください。	
その他	<input type="checkbox"/>	上記のほか、任意継続保険等、所得から控除するために必要な資料がある場合はご持参ください。		

3. その他、申告に必要なもの

種類	チェック	備考
本人確認書類	<input type="checkbox"/>	次ページを参考に、本人確認（本人および代理の方）に必要なものを必ずご用意ください。
申告者名義の金融機関口座	<input type="checkbox"/>	所得税の還付申告を行う方は、還付金受取のために金融機関口座の情報が必要となります。 ※口座情報を正しく確認するため、なるべく通帳をご持参ください（一部のインターネット専用銀行口座には振込できません）。
税務署からの通知	<input type="checkbox"/>	税務署から「確定申告のお知らせ」ハガキ・封書が事前に郵送されている場合は、当日ご持参ください。
前年の申告書の控え	<input type="checkbox"/>	前年に「税務署で事業用資産の減価償却費を計上して申告された方」等が対象です。

本人確認書類

確認書類に不備があった場合、申告受付に時間を要したり、「個人番号を収集しなかった申告」とすることがありますのでご注意ください。

1. 本人が申告する場合

市民税・県民税の申告及び所得税の確定申告をする際には、成りすましなどの被害を防止するため、申告する人の番号確認と本人確認を次の書類により行います。

マイナンバーカードをお持ちの方	●マイナンバーカード
	番号確認書類(いずれか1つ) ●通知カード（氏名や住所等に変更がないもの） ●マイナンバーが記載された住民票の写し ●住民票記載事項証明書
マイナンバーカードをお持ちでない方	写真入り ●運転免許証 ●運転経歴証明書 ●旅券 ●身体障害者手帳 ●療育手帳 ●精神障害者保健福祉手帳 ●在留カード ●特別永住者証明書 ●住民基本台帳カード ●その他写真入りの証明書 写真なし ●資格確認書 ●年金手帳 ●児童扶養手当証書 ●特別児童扶養手当受給証明書 ●氏名・生年月日または住所が記載された官公署（勤務先等）発行書類

(注1) 通知カードの廃止に伴い、現在の通知カードの記載事項（氏名、住所等）に変更があった場合は、番号確認書類として使用できません。

2. 代理の方に頼む場合

「申告する方」が「来場する方」に頼む（代理する）場合は、成りすましなどの被害を防止するため、申告する方の本人確認（番号確認と本人確認）に加え、来場される方の本人確認を次の書類により行います。

申告する方がマイナンバーカードをお持ちの方	●マイナンバーカード
	番号確認書類(いずれか1つ) ●通知カード（氏名や住所等に変更がないもの） ●マイナンバーが記載された住民票の写し ●住民票記載事項証明書
申告する方がマイナンバーカードをお持ちでない方	写真入り ●運転免許証 ●運転経歴証明書 ●旅券 ●身体障害者手帳 ●療育手帳 ●精神障害者保健福祉手帳 ●在留カード ●特別永住者証明書 ●住民基本台帳カード ●その他写真入りの証明書 写真なし ●資格確認書 ●年金手帳 ●児童扶養手当証書 ●特別児童扶養手当受給証明書 ●氏名・生年月日または住所が記載された官公署（勤務先等）発行書類